

# 沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則

平成19年8月23日  
規則第23号

## (趣旨)

**第1条** この規則は、広域連合長の管理する公文書の公開等について、沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (公文書公開請求書)

**第2条** 条例第6条第1項に規定する公開請求書は、公文書公開請求書（様式第1号）とする。

## (公文書公開決定通知書等)

**第3条** 条例第10条第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行う。

- (1) 公文書を公開することの決定 公文書公開決定通知書(様式第2号)
- (2) 公文書の一部を公開することの決定 公文書部分公開決定通知書(様式第3号)
- (3) 公文書を非公開とすることの決定 公文書非公開決定通知書(様式第4号)

## (期間の延長通知書)

**第4条** 条例第10条第4項に規定する通知書は、公文書公開決定等期間延長決定通知書(様式第5号)とする。

- 2 同条第5項に規定する通知書は、公文書公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）とする。

## (第三者保護に関する手続き)

**第5条** 条例第11条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公開請求に係る公文書のうち意見照会をする情報の内容
- (2) 意見書の提出先及び回答期限
- 2 条例第11条第1項及び第2項の規定による通知は、公文書の公開に対する意見照会書（様式第7号）により行うものとする。
- 3 条例第11条第1項及び第2項に規定する意見書は、公文書の公開に対する意見書（様式第8号）とする。
- 4 条例第11条第3項（条例第17条において準用する場合を含む。）の規定による公開した旨等を通知する書面は、公文書の公開決定についての通知書（様式第9号）とする。

## (公開の方法)

**第6条** 条例第12条第2項の規定による公文書の閲覧又は写しの交付は、広域連合長が指定する場所及び日時において行うものとする。

- 2 前項の場合において、公文書を閲覧する者は、当該公文書を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取扱わなければならない。
- 3 広域連合長は、前項の規定に反するおそれのある者に対し、公文書の閲覧を禁止し、又は中止することが、できる。

## (費用の納付)

**第7条** 条例第14条第2項の規定による公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、広域連合長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

## (審査会に諮問した旨の通知)

**第8条** 条例第16条の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第10号）により行うものとする。

## (運用状況の公表)

**第9条** 条例第28条の規定による運用状況は、年度ごとの公開請求件数、公開件数、非公開件数その他必要な事項について、5月末日までに公表するものとする。

(委任)

**第10条** この規則の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表

区 分		金額
写しの作成に要する費用の額	日本工業規格A列3番若しくは4番又はB列4番若しくは5番の用紙を用いた場合	1枚10円
	その他の場合	実費相当額
写しの送付に要する費用の額		実費相当額

様式第1号

公文書公開請求書

年 月 日

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 様

請求者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、名称、事務所 〕  
〔 又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕

沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書の公開を請求します。

公開を請求する公文書の名称又は内容		
公文書の公開の実施方法（該当する番号を○で囲んでください。）	1. 閲覧 2. 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）	
備考欄		受付印

様式第 2 号

公文書公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで公開請求があった公文書については、次のとおり公開することと決定したので、沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により通知します。

請求のあった公文書の名称	
公開の日時及び場所	年 月 日午(前・後) 時から午(前・後) 時まで の間に( )にお越してください。 なお、当日御都合の悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当課まで御連絡ください。
事務担当課	課 電話番号 内線

第3号様式

公文書部分公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで公開請求があった公文書については、次のとおり部分公開することと決定したので、沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第10条第2項の規定により通知します。

請求のあった公文書の内容	
公開の日時及び場所	年 月 日午(前・後) 時から午(前・後) 時までの間に( )にお越してください。 なお、当日御都合の悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当課まで御連絡ください。
公開することができない部分及び理由	公開することができない部分 沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第7条第1項第 号に該当 (理由)
※ 時限公開のお知らせ	以後であれば、非公開部分を公開することができますので、改めて公開の請求をしてください。
事務担当課	課 電話番号 内線

様式第 4 号

公文書非公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで公開請求があった公文書については、次のとおり非公開することと決定したので、沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により通知します。

請求のあった公文書の内容	
公文書を非公開とする理由	沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 7 条第 1 項第 号 に該当 (理由)
※ 時限公開のお知らせ	以後であれば、請求に係る公文書を公開することができますので、改めて公開の請求をしてください。
事務担当課	課 電話番号 内線

様式第 5 号

公文書公開決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

沖縄県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求があった個人情報の開示については、沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 10 条第 4 項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

請求のあった公文書の内容	
延長する期間	年 月 日から 年 月 日まで
公開決定期間延長の理由	
事務担当課	課 電話番号 内線

様式第 6 号

公文書公開決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

沖縄県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求があった個人情報の開示については、沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 10 条第 5 項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

公開請求に係る個人情報の件名又は内容	
沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 10 条第 1 項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公開決定等をする期間及び個人情報の内容	年 月 日から 年 月 日まで (公文書の内容)
残りの公文書について公開決定等をする期限	年 月 日
延長の理由	
主管課	電話番号

様式第 7 号

公文書の公開に対する意見照会書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関名) 印

沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例により公開請求のありました公文書に、あなたに関する情報が記載されています。

つきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 11 条の規定により、その公文書を公開するかどうかの判断の参考にするため、意見を聴きたいと思っておりますので、ご回答いただくようお願いいたします。

公開請求のあった 公文書の内容	
あなたに関する 情報内容	
回答の期限	年 月 日( )
事務担当課	課 電話番号 内線

様式第8号

公文書の公開に対する意見書

年 月 日

(実施機関名)

様

住 所

氏 名 印

電話番号

年 月 日付けで照会のあつた公文書公開の照会に関する意見は、下記のとおりです。

公開請求のあつた 公文書の内容		
あなたの意見	公開の可否	1 公開してもよい 2 公開しないでほしい 3 どちらでもよい
	(理由)	

様式第9号

公文書の公開決定についての通知書

第 号  
年 月 日

様

沖縄県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで意見書の提出がありました公文書については、次のとおり公開することに決定しましたので、沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第3項(第17条で準用する場合を含む。)の規定により通知します。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	
公開請求に係る公文書のうち意見照会をした情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日( )
事務担当課	

様式第 10 号

審査会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けの不服申立てについては、次のとおり沖縄県後期高齢者医療情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 16 条の規定により、次のとおり通知します。

不服申立てに係る公文書	
不服申立ての内容	
不服申立てを受け付けた日	年 月 日( )
審査会に諮問した日	年 月 日( )
事務担当課	課 電話番号 内線

---